武蔵野市障害者計画・第６期障害福祉計画策定委員会（第３回）
令和２年度　武蔵野市地域自立支援協議会（第３回親会）
会議要録

日時：令和２年８月３日（月）
午後６時30分～８時45分
場所：市役所４階　412会議室
（Ｗｅｂ会議併用）

次　第

１．開　会
２．配付資料確認
３．第１部　「計画等策定委員会」
（１）計画の全体像（中間のまとめ構成案）
（２）重点的な取組み
①重点１　新型コロナウイルス感染症対策
②重点２　相談支援体制の充実
③重点３　地域生活支援の充実
④重点４　社会参加の充実
⑤重点５　障害児支援体制の充実
⑥重点６　障害者差別解消に向けた取組みの推進
（３）施策の体系図
４．第２部　「地域自立支援計協議会」
５．その他
次回日程など
６．閉　会

配付資料

【配付資料】
・資料１　武蔵野市障害者計画・第６期障害福祉計画の全体像（中間のまとめ構成案）
・資料２　重点的な取組み（重点１～６）
・資料３　施策の体系について（イメージ案）
・資料４　質問への回答（「改定のポイントと論点」に関する質問／第２回策定委員会資料に関する意見）
・資料５　障害福祉計画の実績について
・資料６　第２回策定委員会、地域自立支援協議会 会議要録
【追加資料】
・市内事業所等に対する主な支援（障害福祉関連）　※資料２ 重点１の追加資料
・令和２年度武蔵野市介護職・看護職Ｒｅスタート支援金（チラシ）

出席者（敬称略）

会　長・・・岩本操（武蔵野大学人間科学部人間科学科教授）

副会長・・・植村由紀彦（社会福祉法人武蔵野地域生活支援センターびーと施設長）

委　員・・・安藤直子（社会福祉法人武蔵野千川福祉会八幡作業所所長）、大山智華（市民公募委員）、久保田聡（明日の風法律事務所弁護士）、佐藤清佳（武蔵野市民生児童委員協議会第二地区会長）、佐藤律々子（株式会社浩仁堂統括施設長、長谷川圭（特定非営利活動法人ゆうあいセンター理事）、福田暁子（武蔵野市地域自立支援協議会障害当事者部会員）、福本千晴（武蔵野市地域自立支援協議会障害当事者部会員）、三浦明雄（社会福祉法人おおぞら会あすはKids管理者）、森新太郎（特定非営利活動法人ミュー統括施設長）、横山美江（社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会地域担当係長）

以上名簿順

※福田暁子委員はＷｅｂ参加

※欠席：荒木大輔（社会福祉法人武蔵野障害者支援施設わくらす武蔵野施設長）、藤原千秋（東京都多摩府中保健所保健対策課地域保健第二担当課長代理）

事務局・・・山田健康福祉部長、勝又障害者福祉課長、小久保地域支援課長、稲葉高齢者支援課長、吉野高齢者支援課相談支援担当課長、澤野社会福祉法人武蔵野事務局長　他

１．開　会

委 員 長・・・本日もお忙しいところお集まりいただき感謝する。前回はＷｅｂ会議による開催であったため、意見交換が十分にできなかった部分もある。先ほど事務局と話をしたのだが、10月には計画の中間まとめを策定するというスケジュールである。限られた時間ではあるが、可能な限り多くの意見交換をしたいと思うので、どうぞよろしくお願いしたい。

２．配付資料確認

○事務局より配付資料の確認

３．第１部　計画等策定委員会

（１）計画の全体像（中間のまとめ構成案）

（２）重点的な取組み

○事務局より資料１「武蔵野市障害者計画・第６期障害福祉計画の全体像（中間のまとめ構成案）」の説明

委 員 長・・・障害者計画は「障害者基本法」に位置づけられたものを、障害福祉計画は「障害者総合支援法」に規定されたものを、まとめて策定することとなっている。今、事務局から説明があったように、前段は計画の位置づけ、実態、あるいは基本的な理念

等を書くことになる。第３章の重点的な取組み以降は、基本理念に基づき具体的にどのように実行していくのかといったことが記載される。

本日の会議では６つの重点的な取組みを特に議論したい。皆さんには、事前に本日の資料データをメールで送信していただいていることからここでは説明は省略し、意見や質問をお願いしたいと思っている。

その前に、前回、委員の皆さんからメール等で出された意見や質問で、何か特記することがあれば事務局から補足を願いたい。

○事務局より資料４「質問への回答（『改定のポイントと論点』に関する質問）」の説明。

①重点１　新型コロナウイルス感染症対策

委 員 長・・・皆さんからの意見を踏まえた上で、事務局では重点的な取組みを書き込んでいると思うが、もう少し言い足りないことがあるとか、疑問点に対しての意見・説明があればお願いしたい。

委 員・・・最近特に思うのは、障害児者本人、もしくは家族が感染したときの対応はどうなるのかということである。風邪や季節性インフルエンザであれば、家族は見守りや看護をすることもあるが、今回の場合は状況も異なり、症状の重さによっては、対応も随分と変わってくると思われるがどうか。

委 員 長・・・意見、質問をひと通り伺ってから、事務局から一括して回答をいただくことにしたい。他にはどうか。

副委員長・・・委員の質問に関連することだが、やはり福祉関連の従事者全体が不安を感じ、見通しを持てなかったと思うが、この新型コロナウイルスには未知の部分も多いため、今この場で、あるいは計画で結論を出すよりも、連絡会の開催や講習会を持っていただいたり、事業継続計画（ＢＣＰ）についても深く研究する余地があると思われる。その点は重点１「新型コロナウイルス感染症対策」に限らず、重点３「地域生活支援の充実」にある「災害時の支援体制」にも結び付くと思うので、連動して、取組みの足掛かりとなるような場が持てるとよい。

委 員・・・新型コロナウイルス感染症の情報はテレビで日々流れているため、情報は得やすいが、身近な市内の状況や情報は得にくいということが、先日の当事者部会でもあげられていた。情報保障のことは、比較的いろいろな部分に書き込みをしてくださっているが、現在進行形の問題として、手話通訳をつけたり、わかりやすい文字や文章の工夫なども考えていただけるとよい。

また、医療的ケアが必要な方では、消毒剤や障害・疾病に応じた薬など、そうしたものが得にくいといった状況もあるので、必要な備蓄品のこともどこかに書かれているとよい。

委 員 長・・・身近な地域の情報発信や、情報保障として手話や文字だけではなく、わかりやすさや説明の工夫も含めてということだろう。後半は、備蓄品の確保という意味か、それともどこでどのようなものが手に入るかという情報ということか。

委 員・・・両方である。

委 員 長・・・他にはどうか。（ー特になし）

それでは３点ほど意見、質問をいただいた。事務局から回答をお願いしたい。

事 務 局・・・最初の障害者（児）が感染した場合の懸念や対応策には、日々相談が寄せられているのだが、実は新型コロナウイルス感染症に関しては、市役所はある意味では何の情報も持っていない。保健所の委員に東京都の対応状況を確認できるとよかったのだが、あいにく本日は欠席である。ただ、今回の新型コロナウイルスに感染した場合、入院の判断は、保健所から助言する形となっているため、そういう意味ではまだ課題が多いことが現状である。

備蓄品に関しては、まだ確定していないことがかなり多い。副委員長から連絡会や研修会、あるいはＢＣＰなど提案をいただいたので、その辺りを少し考えられる形にしたい。

それと、本日の追加資料「市内事業所等に対する主な支援（障害福祉関連）」は、今年２月か３月あたりの新型コロナウイルス感染症が話題になってから、障害福祉関連で取り組んだ支援内容の一覧である。ただ、状況も日々変わってきているので、今後どのようなものが必要か、私どもでもつかみきれていない部分が多い。感染者に関しては、市で独自に動くことは現状ではなかなか難しく、東京都と連携して対応していきたい。ただできるだけ不満のないよう、都にはそうした意見があるということをお伝えして、今後考えていきたい。

委 員 長・・・情報という面では、国と都道府県それぞれの配信ということもあるし、東京都と区市町村がどうリンクしていくのかというのはなかなか難しい課題だと思うが、地元の情報がほしいという声はぜひお伝えしていただきたい。

②重点２　相談支援体制の充実／③重点３　地域生活支援の充実

委 員 長・・・続いて、重点２と３はあわせて進める。意見や質問があればお願いしたい。

委 員・・・重点２「相談支援体制の充実」、４つめの箇条書きの２段落め、基幹相談支援センターの役割について、「地域活動支援センターなどとの人事交流を通じて、スーパーバイズ機能の強化や地域共生社会の推進に向けた取組みを推進します。」とあるが、これは従来実施されていなかったことを新たに取組むという理解でよいか。

それと２つめの箇条書きの「８０５０問題」にも「複雑化・複合化した支援ニーズに対し、適切な相談対応ができる人材の確保、育成が課題となっています。」とあるが、これはどこにそのような計画が記載されているのか。

また、５つめの箇条書きで、地域活動支援センターの「居場所機能の充実」があるが、重点４「社会参加の充実」にある成人期の方の「イブニングサービス」の試行実施とどう関わってくるのか。

委 員・・・重点３「地域生活支援の充実」、グループホームの充実で、グループホームが今回市内に２ヶ所増えるという記述もみられる。当然、グループホームの充実は今後も必要だと思われるが、職員の人材不足や少子高齢化をはじめとした社会情勢を見ていくと、今福祉に求められる家族のニーズは、かなり変化しているように思える。それを踏まえると、数だけを増やすことが本当によいことなのかという疑問も生じる。そこで考えているのは、幼少のある程度の年齢になった時点から、自立のための練習ができる場所が必要なのではないかということである。今、その役割をショートステイが担っているが、ショートステイの目的とグループホームの自立に向け

てという目的とはまったく異なるため、きちんと道筋を立てた上で実施していただきたい。また、施設は大きくなるほど、人もお金もより必要になるので、明確な目的別に分けた小さいタイプのグループホームを点在させた方が、使い勝手もよいし、利用者も安心して使えるだろう。それについては、私どもでも支援者として意見も出すし、するべきことはするが、将来に向けて自立するというのは、その人の権利であるため、この点をどう進めていくべきかは、市と一緒に話し合っていきたい。

委 員 長・・・計画策定における目標と言うと、当然数は必要であるが、方向性としてどのようなあり方、どのような形をつくっていくのかということもぜひ打ち出していってほしいという意見かと思う。

ここで一度事務局からお答えをいただく。

事 務 局・・・まず質問のあった地域活動支援センターと基幹型相談支援センターの人事交流であるが、地域活動支援センター、基幹相談支援センターとも人事異動は行われる。どちらの機関も研修はしているが、それを定期的にしっかりと、体系的にできないかと考えている。また、複合的・複雑化した課題も多くなってきており、相談員も若手からベテランという年齢構成であり、うまく世代交代も含めてできるとよいということも含め、今後の検討として記載したものである。

次に、障害者の地域活動支援センターの「居場所機能」であるが、これは相談とともにも重要であると考えている。従来、相談に特化して計画に書いてきたのだが、障害分野では「居場所機能」も重要ということで、今回ここにあえて文言として出した。今後、どう活用していくかということは、また議論いただきたい。

次に、グループホームの件では、重点３「地域生活支援の充実」の５つめの箇条書きに、「地域生活を支える支援のあり方」と書いたのだが、ご指摘の通り、グループホームの数だけで良いのか、それとも目的を明確化した方がよいのではないか、それと武蔵野市で継続して生活していくためには、住まいも含めどのような支援が望ましいかということについて、今後協議の場を設けられるとよいという意味で、今回課題としてあげている。

委 員 長・・・他にはどうか。

委 員・・・重点３「地域生活支援の充実」の箇条書きの１つめから３つめに関して、私は普段、精神疾患の方の訪問看護の仕事をしており、毎月訪問看護ステーションから情報提供書を主治医と自治体宛てに出すのだが、武蔵野市では受け取ってもらえないと他のステーションからも声があげられている。これは費用が発生するので、確かに全員分をまとめて送られても困るというのはわかるのだが、やはり情報共有は大事なことだと思う。

また、新たに「アルコールや薬物、ギャンブルなど依存症対策」も盛り込まれている。これは専門的な分野になってくるし、訪問看護ステーションでも自治体でも対応が難しい疾患の方々だと思うので、特に連携を密に取っていく必要があるだろう。武蔵野市に限らず、他区、他市の方たちでも情報提供書を受け取ってくれないところが多いのだが、ぜひ前向きに検討していただきたい。

委 員 長・・・それに関連して、重点３「地域生活支援の充実」の最初の箇条書きに、精神障害者の地域移行の話が出ている。これは国の基本的な施策でも言われているところだが、

なかなか長期入院者の実態は見えにくく、市の行っている実態調査でも見えてこないところである。公表されている２年前のデータでは、武蔵野市に住居地がある人で、１年以上精神科病院に入院されている方は132名となっている。このような実態も把握した上で計画を考えていけるとよい。

それと先ほどの重点２「相談支援体制の充実」での説明の「居場所機能の充実」で、相談支援とあわせて居場所も必要だという回答があったが、これはとても大事な点である。相談は多様であるため、それが相談支援につながりにくいということもあったが、居場所があることで、何気ない会話から困りごとやニーズというものが見えてくる。相談と居場所は別物ではなく、セットで捉えられるとよい。

特に精神障害の意見もいただいたので、事務局から何か回答できることがあればお願いしたい。

事 務 局・・・精神障害者の地域移行の実態把握として、２年前の数字として公表されている132名の入院患者というのはこちらでも把握している。さらに細かい実態把握となると、直接病院に調査をかけて把握していくしかないと思うが、東京都では「精神障害者地域移行体制整備支援事業」を行っており、そちらに委託している事業者があるので、連携を取りながら、実態把握に関して議論しているところである。

委 員 長・・・情報提供書についてはどうか。

事 務 局・・・訪問看護の情報提供書は数年前に制度改正があり、武蔵野市としては一律に受け取りをお断りしているわけではない。当市の場合、地区ごとにケースワーカーがいるので、その都度チームの中で情報提供書の必要性を検討し、必要であれば依頼書を送って情報提供書を出していただいている。従って、何かあればチームごとで意見をいただければと思う。

委 員 長・・・他に重点１から重点３について何か意見・質問があれば伺いたい。

委 員・・・重点３「地域生活支援の充実」の「災害時の支援体制」について、災害時要援護者対策事業に障害者の名前がまったく上がってこないため、地域のどこに住まわれているのかということが把握できていない。地域防災会などでも、新型コロナウイルス感染症対策における避難のあり方にはかなり戸惑いが生じている。今後、これはどのような形で話が進んでいくのかと懸念される。

委 員・・・重点３「地域生活支援の充実」、精神障害の場合、医療との連携がかなり重要であるが、この中ではその記載が少ないように感じられた。どこかに記載があるとよい。

それと重点２「相談支援体制の充実」で、地域活動支援センターとの人事交流について、少しは踏み込んだ形が見られるので、今後議論が必要かと個人的には思った。

それと緊急事態宣言下において、武蔵野市ではおそらく完全に閉鎖した施設はなく、縮小はしても何かしらの形で開所していたと思われる。おそらく他市の地域活動支援センターでは、電話相談のみという形をとった事業所が多い中で、武蔵野市では各事業所が工夫して、開所を継続して居場所的な機能を維持されていた。それは市のひとつの特徴的な点としてあげられると思う。重点１の新型コロナウイルスか、重点２の居場所機能のどちらかで、何かしらこうした表記をされ

るとよい。

委 員・・・今回の計画では基本理念に「地域共生社会」の実現が掲げられており、重点２「相談支援体制の充実」の２つめの箇条書きに、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応が必要といった趣旨が記載されている。地域の中で気軽に相談できる状況をつくっていくことが、私は大事だと思っている。一方、実態調査で「相談先がわからない」方が回答者の半数近くいる中では、身近に相談できる人がいることは必要である。例えば高齢者の分野では、つながり推進委員といった形や、生活支援コーディネーターがアウトリーチで訪問するなど、地域のさまざまな単位の中で、各方面から動きがあると思われる。「地域共生社会」の実現では、こうした動きの中に障害のある人たちも含まれ、顔の見える関係ができて、そして相談につながっていくことが理想的である。前回提示された資料でも、他の個別計画とも重なる部分がみられたが、そこに対するアプローチの仕方を考えていく時期にきていると思われる。人材の確保・育成はとても大事なことであるが、ここでは障害の専門家を育てるというより、地域の中で地域の実態を知っている人が障害者のお宅を訪問しながら、顔の見える関係をつくっていくという動きをつくることが大事なことであると思っている。ぜひ障害の分野から、そうした働きかけができないものかと考えている。私は地域の防災委員会にも参加しているのだが、障害者の問題はあまり提起されない。どこにいるのかわからないという声を聞くし、防災訓練でも福祉避難所の問題がそれほど取り上げられないことは、非常に残念に感じているので、地域の中でぜひ今申し上げたような雰囲気づくりと言うか、動きが出来てくるとよい。すでに市内でも、そのような動きをされている地域もあると思われるので、もし情報があれば、今後ぜひ教えていただきたい。

委 員 長・・・今の３名の委員の発言に対して、事務局から何かコメントは可能か。

事 務 局・・・精神障害者の方の医療との連携が大事という趣旨の話があり、それは直接、重点的な取組みには書かれていないのだが、資料３「施策の体系について（イメージ図）」の連番の８「精神障害者の地域移行・地域定着の支援体制強化」の中で記載されている。今後、医療も含めた協議の場の設置は、各自治体で取組むことになっているので、そちらに医療の方にも入っていただいて、協議の場においても、より連携していく体制をつくっていく予定となっている。

事 務 局・・・重点３「地域生活支援体制の充実」の災害時の支援体制として、障害者の情報がなかなか出てこないこと、福祉避難所の話が出ないことなど、本当に貴重な意見をいただいたと感じている。

また、専門家だけを育てるのではなく、地域の中での意識の醸成や、関心のある人を増やしていく、地域の中で支え合っていくということが大事ということは、意見として承りたいと思う。

地域支援課長・・・ 災害時要援護者対策事業は、言葉の定義が難しいのだが、「災害時要援護者」ということで、災害が発生した際、その方の安否確認、状況確認をするものと、「避難行動要支援者」という、避難の際にどのような方がいるのかということで、市で名簿を作成し、高齢の方、障害の方、配慮を必要とする方の安否確認をするもの、その２種類に分けている。今、障害の方がなかなか出てこないという話があったが、市

では要介護の方、身体介護の方などを抽出して、その方たちに年度当初に、避難行動要支援者として登録されていることを案内している。内容に同意をいただいた方で、安否確認も避難もあわせてお願いしたいという方には、「災害時要援護者」として登録をいただいている。これまでは手紙を出しても反応がないことがあったことから、今年（令和２年）の２、３月に郵送する際には、封筒に目立つよう「重要書類在中」と目を引く工夫をしたところ、例年よりも制度に対する質問や登録意向などの反応が多くみられた。まずは制度の周知が必要と考え、その点で工夫をしているところである。

委 員 長・・・実態調査では、障害のある方は災害時の不安の声が高い一方で、制度の要援護者登録にはつながっていないという状況がみられるため、その理由を考えていくことが計画策定上の課題である。個人的には、その人の困りごとに対する支援体制となると、相談支援における個別支援計画という中に災害時の対応が入っていくとよいと思っている。それがひいては平時の支援体制の充実にもつながるのではないか。実現には難しいところもあるが、何とかそうしたつながりをつくることができないかと考えている。

それでは重点１から重点３に対する意見、質問はここで区切りをつけることとする。

④重点４　社会参加の充実／⑤重点５　障害児支援体制の充実／⑥重点６　障害者差別解消に向けた取組みの推進

委 員 長・・・重点４から重点６について意見、質問を伺いたい。

委 員・・・重点２「相談支援体制の充実」と重なることかも知れないが、重点４「社会参加の充実」で当事者の皆さんが、例えば地域活動や地域の催し物等に参加されていくというところと連携することが大事ではないかと感じている。相談支援体制も大事であるが、顔の見える関係がつくられ、住民同士の世間話を糸口として関係機関へとつながっていく流れも必要である。そのため、当事者の皆さんや家族が、市民と出会う場や世間話ができる場に参加していくことが大切である。同時に、多くの住民が障害関係の窓口を知っていることが前提になるので、今後はそこから関係機関につなぐことのできる市民を増やしていくことが大事になる。例えば高齢の分野では、「在宅介護・地域包括支援センター」が高齢者の相談窓口であることは市民に浸透してきており、「こういう時は『ゆとりえ』に相談するといい」などと知っている市民を増やすことも大事である。障害でも同様のことができるようにするためにも、重点２「相談支援体制の充実」と重点４「社会参加の充実」の両方が大事になってくると思う。

委 員 長・・・重点は６つあるが、それぞれ関連性が深いこともあり、別個には語りづらいかも知れない。従って、先の重点１から重点３との関連づけでも構わないので、続けて発言をいただきたい。

委 員・・・重点６「障害者差別解消に向けた取組みの推進」は、体系としてどこに位置づけるべきか難しいのだが、差別解消だけを考えたとき、成年後見制度の利用促進に直接的に結びつくものなのかと、個人的には違和感がある。そこで、合理的配慮に関し

ては、「心のバリアフリー」が最後の方で記載されているので、例えば市の窓口の対応での合理的配慮として、具体的な取組みがあれば、それを記載していただくのもよい。

委 員 長・・・それでは事務局からコメントがあればお願いしたい。

事 務 局・・・この後の説明にも関わってしまうのだが、計画の体系図への重点取組みの落とし込みには、実は事務局も非常に苦労している。武蔵野市の「第六期長期計画」の体系にあわせて、こちらの計画を整理していくということが、この後の資料説明になるところで、当事者が地域の方とつながる工夫は、長期計画にある「武蔵野市ならではの互助・共助の取組み」という施策に紐づけて、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの推進」に位置づけられるとよいと考えている。

それと、差別解消に向けた取組みとしては、「権利擁護と成年後見制度の利用促進」があって、体系図では、長期計画の「権利擁護と成年後見制度の利用促進」に紐づけた形となるので、成年後見制度の利用促進とバリアフリーとは分けた形になっている。

委 員 長・・・この辺りをうまく書くのはとても難しい。重点的取組みは、ここは特に力を入れて取組んでいく、そのための課題出しと方向性が記載されているもので、それに対する具体的施策が次の資料になっていく。そこをどう整理していくかということにもなるだろう。

他にはどうか。

副委員長・・・重点５「障害児支援体制の充実」の最後の箇条書きに、「ペアレントメンターの活用に向けた取組み」が記載されている。最近、親の会等の組織率が下がっていて、学校を卒業してしまうと、母親同士が話をする機会が少なくなったり、個人的なつながりの中でしか話ができないといった課題も聞く。ペアレントメンターの注釈にあるような発達障害児（者）に限らず、さまざまな子育ての経験のある方と一緒に話ができる仕組みができるとよい。

委 員・・・重点５「障害児支援体制の充実」の２つめの箇条書き、「市内初の児童発達支援センターになり、『相談部ハビット』と『通園部ウィズ』として一体化しました。センター化に伴い、相談体制の拡充、強化を図り」とあり、その下の箇条書きで「児童発達支援センター、教育支援センターが連携を図りながら」と記載されている。特別支援学校に通われているお子さんや家族は、東京都の管轄となるため、学校と言っても、教育センターとはつながりのない家庭も多い。療育の放課後等デイサービスなどを利用されている方は、その事業所から情報を得たり、兄弟がいる場合は兄弟の学校からの情報や、ハビットでの計画相談のモニタリングなどでつながりがあると思うのだが、具体的な課題や相談したいことがあるとき、この「連携を図りながら」というところで、本当に課題解決につながるのかどうか。これまでも難しい部分であったで、もう少し踏み込んだ記載がされるとよい。

委 員 長・・・いわゆる切れ目のない支援ということでは、福祉と教育の関係で、その実施主体が市になるのか都になるのかということがずっと言われ続けているため、その辺りのことをもう少し具体的に記載できないかという意見だと思う。事務局からは何かコメント可能か。

事 務 局・・・ご指摘の通り、非常に難しいところだと思っている。今回、障害の計画を議論いただいているわけだが、市に関係する計画では「子どもプラン武蔵野」という子育ての計画もあり、そこでも「児童発達支援センターと教育委員会や学校との連携を強化し、就学前後での切れ目のない支援を行う体制」という記載がある。今後、教育・子育て分野も含めて、検討していく項目として予定している。体系としては、「包括的支援体制の整備」として、切れ目のない支援をいかに構築していくか検討していくといった事業内容となっている。非常に難しい分野であるとは認識している。

委 員 長・・・そろそろ時間もなくなってきたが、他にはどうか。

委 員・・・重点５「障害児支援体制の充実」に、小・中学校がまったく入っていないのはなぜか。放課後の対応も、あそべえや学童等、障害を持った子どもたちも参加しているので、その対応はどのような状況か。

事 務 局・・・ご指摘の通りで、今回重点という、特に力を入れる部分ということでの記載になっているが、確かにハビットにはあそべえや学童からの相談も実際増えているので、その辺りも加筆したい。また、教育支援センターとの関わりで、従来はどちらかといえば切れ目のない縦のラインで記載してきたが、今回、縦は当然として、横の並びも意識し、連携も確実に行いたいという思いも込めて、新たに「包括的支援体制の整備」として立てている。

委 員 長・・・これまで伺った意見では、どのようにして障害という分野から包括的な視点で取り組みなおしていくかということが、比較的多くあげられている。先ほどの委員の言われた顔の見える関係もそうであるが、この支援の体制や情報発信というのは、それを一番必要としている障害のある方や家族を対象として届けていくわけだが、一方で、もっと広く市民も対象にする必要性もあると思われた。広く市民に周知されることで、そうした情報が日常的なものとして共有されると、かなり違ってくるのではないかと、皆さんの意見を伺いながら思った次第である。市の長期計画から紐づけていくものなので、そうした包括的な視点が盛り込めるとよい。

（３）施策の体系図

〇事務局より資料３「施策の体系（イメージ図)」の説明

委 員 長・・・主に新規のものを中心に説明があった。10分程度となるが、意見、質問を皆さんからお願いしたい。

副委員長・・・先ほどの重点取組みのことも含めての発言となるが、重点２「相談視点体制の充実」の説明によると、連番10「相談体制の機能強化と各機関の役割の明確化」、連番11「相談支援専門員の育成」になると思われるが、日頃、相談支援を行っていると、基幹相談支援センターには助けていただく部分が多い。ただ、バックアップはいくらあってもよいので、より具体的に、医療や法律関係絡みの部分でも助けていただけるとありがたい。相談を受けるということは、解決してはじめて完結するものであると思うが、実際にはヘルパーや事業所が少なくて、こちらの要望には十分に応じてもらえない現状がある。それと、“体験の場”として、さまざまな場を期待されている方も多く、親御さんからの要望も多い中、自立生活を目指せるようなステ

ップを踏んだ体験というものもある。そういった解決策があって、はじめて相談が完結するとも言えるので、相談を受ける入口の部分も大切だが、出口となる部分とあわせて、連動して見えていく計画になるとありがたい。

委 員・・・資料３「施策の体系について（イメージ図）」の１ページ、施策（長期計画）の３番めの「地域共生社会の実現に向けた取組み」にある「心のバリアフリー事業の推進」や「障害者差別解消の推進」に当たることで、重点６「障害者差別解消に向けた取組みの推進」にも関わってくるのだが、実態調査で「差別を感じたことはない」という回答が６割半ばであったことには、疑問と違和感があった。障害者差別については、当事者が、自分が受けている状況をそうと感じなければ、社会問題化しない。実際には差別があるにも関わらず、表面化してこないということもあると思うので、障害当事者の声をきちんと聞く仕組みが必要だと思う。当事者のそうした日々のさまざまな出来事に私たちは耳を傾けていくべきだし、その中で一緒に差別の問題を勉強していけるとよいと思うので、何かそうした趣旨の記載が計画内に反映されるとよい。特に具体的な案があるわけではないが、ぜひ当事者の声を聞く仕組みを意識していただきたいと思う。

委 員・・・２ページ、連番31「新型コロナウイルス感染症対策」だが、ＰＣＲ検査は保健所の意見が優先になって、保健所がその人を濃厚接触者であると判断しなければ検査が受けられない。その後、症状が回復せず、その後受けられたＰＣＲ検査で、陽性判定されたということが現状としてある。障害のある人にとって必要なこと、障害のある人がもし家族なり本人が関わったときに必要なことが言えるのは、福祉課の方や私たち職員であり、その役割を担っていると思う。それに関してはできる・できないではなく、障害のある方にとって具体的に必要なことを保健所に申し伝えてもらえると助かる。

委 員 長・・・そろそろ時間ではあるが、他にはどうか。

委 員・・・事務局とメールでやり取りをした意見の中で、権利条約の社会モデルに関する意見があったが、そういった障害を持つ人の権利という視点も施策の体系の中に、あるいは大枠の方になるのかも知れないが、何か記載があるとよい。

それと、１ページの施策（案）の上から４番めの「情報保障の充実」は、確かにそれも１つではあるが、もっと他にもいろいろと多くあると思う。この情報保障のところは、社会参加にも該当すると思うので、また追々意見を出し合っていけるとよい。

委 員・・・資料３「施策の体系について（イメージ案）」の中で、かなり気になったことは「災害時個別支援計画」のことで、私も作成したのだが、これは東京都が用意したフォーマットで作成するようになっており、作成後には市役所にコピーが送られてくることになっている。私が作成したものもほぼ完成していて、あとは保健師の署名待ちなのだが、その署名待ちで既に１年が経過してしまい、内容の書き換えが必要となっている。そうしたこともあって、「災害時個別支援計画」の作成主体は明確にすべきであると思うし、都の施策と擦り合わせも必要ではないかと思っている。

それと、体系図の中で、障害当時者が声をあげるために力をつけられる施策、事業は、どれになるのか。

新型コロナウイルス感染症の問題では、感染しないことがマストである。しかし100%感染しないということはあり得ないので、感染した場合、まず保健所に連絡がいくと思う。その後、保健所から武蔵野市へ、武蔵野市から障害者福祉課へと、確実にその情報が届くようになっているかどうか。

また、障害者が自分から声をあげるためのツールとして、ヘルプカードによる啓発活動がされてきたが、地域支援課の医療に関する情報シート、冷蔵庫のドアに貼ったりできるものであるが、そういう自分の情報が書かれたツールが数多くあるため、どうも自分の情報をバラまいている気になってしまう。効率よく１つにまとめられたツールにできないものかと思っている。以上、最初の災害時個別支援計画のことも含めて、これらのことがどこに記載されているのか。

委 員 長・・・各種の意見等があげられたので、まとめて事務局から回答をいただきたい。

事 務 局・・・「災害時個別支援計画」は、東日本大震災を契機に、都が指針を作成しているものだが、実は昨年度に改定がされている。但し、それ以前から東京都保健所からは、各市町村で個別支援計画の作成といった方向が求められている。できれば市の障害者福祉課に所属する医療職の職員や、訪問看護に入っている看護職の方と一緒に、市の方で個別支援計画を策定していけないかということもあって、今回こちらに記載している。

その他、新型コロナウイルス感染症では、障害のある方が感染した際の不安や必要なことは、東京都にきちんと意見としてあげていきたい。それだけではなく、施策全体に関して、当事者の声を聞く仕組みというところでは、書き込みを整理し、また中間まとめの前にこの委員会で確認をいただくことなると思う。全体の事業を貫くものとして、地域自立支援協議会を位置づけているので、きちんと記載することが必要であると思われたので、ここは検討の時間をいただきたい。

委 員 長・・・ぜひ検討いただきたいと思う。

先ほど委員が言われた社会モデルの視点は、本当に重要で、私も意見をあげさせていただいた。やはりそれは障害者福祉の理念というものが発展する中で生まれた視点だと思うので、これはぜひ発信していくことが大切だと思うし、その視点なしに「地域共生社会」は成り立たないと思う。ぜひ計画の基本的な理念として、その視点をどこかにしっかりと書き込んでほしい。

また、先ほど来、市民の人材ということが意見としてあげられていたが、３ページの施策（案）の一番上、「市民の主体的な地域福祉活動に対する支援（人材の育成）」で、今「ペアレントメンター」と「ピアサポーター」のみの記載だが、今まで出てきた意見を踏まえると、広く市民の人材というところを押さえられないかと思う。

それでは時間も超過しているので、意見、質問はここで一度区切らせていただき、今日言い足りなかったところや、資料を読んで気になるところがあれば、またメール等でお寄せいただきたい。よろしくお願いしたい。

○事務局より資料４「質問への回答（「改定のポイントと論点」に関する質問／第２回策定委員会資料に関する意見）」、資料５「第５期障害福祉計画の実績について」の説明

委 員 長・・・こちらについては、資料の説明ということで終えたいと思う。
それでは策定委員会はこれで終了とさせていただく。

【第２部　地域自立支援協議会（親会）】

委 員 長・・・時間もあまり取れないため、はたらく部会から順番に各部会の現況を一言ずつご報告いただきたい。

委 員・・・働く部会はこれから開催する予定となっている。今年度は新しく入られた方がいて、連絡先改定の進捗が把握できていないので、その調整が済み次第、部会を開催する予定である。

委 員・・・くらす部会では、部会の進め方について、部会長から皆さんに問い合わせを行っている最中である。

委 員・・・権利擁護部会も今後ということで、Zoom等での開催を予定しており、その準備を進めているところである。

委 員・・・相談部会では７月19日（金）にZoomによる第１回のリモート会議を実施し、部会長および副部会長を選任した。今年度の協議テーマは、委員長からご提案いただいた新型コロナウイルス感染症の影響によって、相談活動にどのような課題が生じたのかということをテーマにすると決定した。まず前段階として、各施設から少しずつヒアリングをしていく予定である。次回は８月27日（木）、またZoomによる開催を予定している。

委 員・・・当事者部会は７月20日（月）に１階イベントホールと地下の会議室をお借りして、なるべく少人数ということで、Zoomを使ったリモート参加者や会場参加者など、さまざまな形での参加を試しているところである。今は中央地域のみだが、西部、東部の地域も考えたい。今回、７月は都知事選についての意見交換をした。次回は８月17日（月）、また同じ形でZoomと会場、両方を使う予定である。

委 員 長・・・なかなか一緒に顔合わせができないところからのスタートなので、やりづらさもあるかと思う。それぞれ他の部会がどのようにやられているのかなども含めて、情報共有しながら、それぞれにあった方法を模索していただきたい。本当に現場の皆さんもお忙しいと思うので、無理なく持続していけるよう、今年度の部会活動も引き続きよろしくお願いしたい。

６．その他

事 務 局・・・次回の第４回策定委員会のスケジュールであるが、当初、９月開催を予定していたが、10月に変更したい。改めて日程調整をして、決まり次第、早めに皆様にご連絡させていただく。

委 員 長・・・次回は10月となるが、皆さんこの間、何かあればぜひメール等でご意見をお寄せい

ただきたい。
本日は皆さんには活発な議論をいただき感謝したい。引き続き身体に気をつけて、次回また皆さんと元気な姿でお会いしたい。

７．閉　会